社会福祉法人　ダブルエッチジェー
放課後等デイサービス事業　「ＴＳヒマワリ」
重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第７６条及び第７７条の規定に基づき、等事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業所経営法人

名　　称	社会福祉法人ダブルエッチジェー
所　在　地	愛知県半田市椎の木町一丁目８番の１
電　話　番　号	０５６９－２０－７７５５
代 表 者 氏 名	理事長　　竹内　涼
設　立　年　月	平成９年７月１０日

2. 事業所の概要

事 業 所 の 種 類	放課後等デイサービス
事 業 所 の 名 称	ＴＳヒマワリ
事業所の所在地	愛知県半田市吉田町４丁目１７５番
連　絡　先	TEL ０５６９－２７－８８３３　FAX ０５６９－２７－８８４４
管　理　者	福田　友剛
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	福田　友剛
定　員	１０名
事業所の通常の事 業 実 施 地 域	半田市
指 定 年 月 日	平成２４年１０月１日
事 業 所 番 号	２３５８２００１６６
事業所が行っている他のサービス	指定生活介護事業

3. 事業所の目的及び運営方針

事業の目的	社会福祉法人ダブルエッチジェーの設置経営するＴＳヒマワリ事業所（以下「事業所」という。）が行う指定放課後等デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）及び障害児に対し、適正な指定放課後等デイサービスを提供することを目的とします。
運営方針	事業所の従業者は､障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとします。 事業の実施に当たっては、都道府県、関係市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4. 営業日及び営業時間とサービス提供時間

営業日	第一単目：①月曜日～金曜日 ②始業式・終業式等 第二単目：①土曜日、祝日長期休み等の学校休業日 ②卒業式後から春休み開始までの卒業生の日中受入 ＊但し、５月の連休、８月１３日～１５日、１２月２９日～１月３日及び理事長が認めた特別休暇を除く。（前記以外の祝日の月曜日は開所）
営業時間	第一単目：９時３０分～１８時３０分 第二単目：８時３０分～１７時３０分
サービス提供時間	第一単目：①１２時４５分～１７時４５分 ②１０時４５分～１５時４５分 第二単目：①　９時４５分～１５時４５分 ②１１時４５分～１７時４５分

5. 設備の概要

当事業所の施設設備の概要は以下の通りです。

施設設備の種類	室数	備考
指導訓練室	１室	
多目的室	１室	
相談室	１室	
医務室	１室	

6. 職員体制

管理者	常勤・兼務１名 管理者は、職員の管理、放課後等デイサービスの申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	常勤・兼務１名　児童発達支援管理責任者は、障害児等の希望する生活や課題の把握（以下「アセスメント」という）を行い、個別支援計画を作成し、少なくとも６ヶ月に１回以上見直しを行います。サービスを利用する障害児に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、障害児及び障害児の保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。他の従業者に対する技術指導及び助言を行います。
保育士	常勤・専従０名 個別支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行います。
児童指導員	常勤・兼務３名　非常勤・専従２名 個別支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行います。
障害福祉サービス経験者	常勤・兼務０名 個別支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行います。
指導員	非常勤・専従１名 個別支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行います。

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害児通所支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。＊基準の範囲内で人数の変更がある場合があります。

7. サービスの内容

（１）個別療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を行います。

（２）集団療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行います。

（３）関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図ります。

（４）健康状態の確認

健康チェック、健康相談を行います。

（５）送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする障害児については、必要な送迎サービスを行います。（＊送迎場所は基本的に学校又は自宅とする。ただし、保護者との同意の上で、集合地（最寄り駅、公共施設等も可とする。）

（６）相談、助言に関すること

障害児及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

※全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は、本事業所のサービス管理責任者が作成し説明を行い、利用者の同意をいただきます。

8. 利用料金

（１）障害児通所給付費によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）から家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を引いた額が介護給付費の給付対象にお支払いいただきます（利用者負担額といいます）。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

（２）上記（１）の代理受領を行わない場合、事業者は通所給付決定保護者からサービス利用料金の全額を受けるものとします。

（３）事業者は、上記（１）及び（２）の利用者負担額の支払いを受けた場合は、通所給付決定保護者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし、障害児通所給付費の代理受領を受けた場合は、通所決定保護者に対してその額及び内訳を通知するものとします。

（４）次に定める費用については、利用者から徴収するものとします。

内容	料金
創作活動に係る材料費 及び外出活動に係る交通費	１回につき実費
給食サービスの提供に係る食事代	１食あたり３５０円 （内、材料費３５０円）
その他日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者が負担することが適当とみられるもの	実費

※上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得るものとします。

※（１）から（４）までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとします。

（５）利用料金は、１ヶ月ごとに計算して請求しますので、毎月２６日までに現金又は口座振替にてお支払いください。

9. サービス利用にあたっての留意事項

感染症対策	利用者（児童又はその家族）がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所の利用はご遠慮下さい。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は自己の責任において管理していただきます。
宗教、政治及び営利活動	他の利用者に対する宗教、政治及び営利活動はご遠慮ください。
その他	暴力行為等、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行わないものとします。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

（１）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。

（２）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

（３）前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

虐待防止責任者	管理者　　福田　友剛

11. 身体拘束について

事業所は事業等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」と言う)を行いません。

事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合にはその対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲かげる措置を記録します。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

12. 緊急時の対応

現にサービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

医療機関の名称	間瀬医院
医　院　長　名	ー
所　　在　　地	半田市吉田町５丁目５８番地
電　話　番　号	０５６９－２７－５１６６
診　　療　　科	内科、外科、整形外科

上記の他、緊急時には半田病院救命救急センターへ搬送します。

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します。
平時の訓練	別途定める消防計画書に従い、年２回以上、避難・防災訓練を実施します。
防火管理者	福田　友剛

14. 障害児及び通所給付決定保護者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、障害児の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示します。

＊閲覧等ができる窓口業務の時間は平日の午前９時３０分から午後６時３０分です。

15. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

16. 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じます。

17. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた障害児又はその家族の秘密を保持します。

また、事業者は職員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

18. 苦情・要望の受付について

（１）事業所の苦情・相談受付窓口

事業者の窓口	受付担当者	福田　友剛
	電話番号	０５６９－２７－８８３３
	ＦＡＸ	０５６９－２７－８８４４
	受付日	営業日と同じ
	受付時間	午前９時３０分から午後６時３０分
第三者委員	藤牧　実（法人監事）	ＴＥＬ　０５６９－２９－１７８７
	三枝　寿也	ＴＥＬ　０５６６－４１－１２３２

（２）その他の受付機関

※お住まいの市町村窓口にお問い合わせください	
□半田市役所 子ども未来部 子育て相談課	半田市東洋町２丁目１番 ＴＥＬ　０５６９－８４－０６５７ ＦＡＸ　０５６９－８４－０６１０
□	 ＴＥＬ ＦＡＸ
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	愛知県名古屋市東区白壁１－５０ ＴＥＬ　０５２－２１２－５５１５ ＦＡＸ　０５２－２１２－５５１４

19. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合、県、市町村及び障害児の家族等に連絡を行うものとともに必要な処置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

保険会社名	AIG 損害保険株式会社
保険名	障害者施設総合補償制度
補償の内容	対人賠償、対物賠償、対人見舞費用（入院・治療）

20. 第三者評価の実施状況について

本事業の第三者評価の実施評価は以下の通りです。

実施有無	あり　・　(なし)
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	